

# MECCだより

武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会広報紙 第27号 2011年11月

巻頭言・自然環境保全促進に強い味方！2つの法律制定・公布	糸井 守
<b>特集・節電</b>	
平成23年、今夏の家庭における節電	灰塚 政美
今夏の企業における節電活動への取り組み～「ブリジストン物流」の例	本村 賢一
解説：節電とは？	門司 和夫



横沢入の秋



クサギの実



ユウガギク

## 巻頭言 自然環境保全促進に強い味方！2つの法律制定・公布

理事長 糸井 守

本年、自然環境保全について、新しく2つの法律が制定・公布され、これからの活動に大変有効に作用すると思われる。

1つ目は、6月15日に公布された「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」(環境教育促進法)であり、平成24年10月から全面施行される。平成15年に制定された環境教育推進法の強化促進が狙いで、“幅広い実践的人材づくりと活用”を目標としている。新しく盛り込まれた中で特に重要と考える点は、

- ・経済社会の総合的発展を理念に組み入れている
- ・行動計画の作成、協議会の設置等の自治体の具体的な行動枠組みを規定した
- ・基盤強化策として、教材開発の推進を入れた
- ・自然体験機会の場を提供する仕組みの導入を明確に位置付けた
- ・政策形成への民意の反映、NPO事業への活動支援など、民間参加の協働推進などを明記した

2つ目は、10月1日に公布された「生物多様性地域連携促進法」(生物多様性促進法)である。1993年に発効した生物多様性条約に始まり、2008年生物多様性基本法の制定、生物多様性国家戦略2010年の制定に続く、生物多様性を強化促進する法律である。

この狙いは、生物多様性の人間活動や開発による危機及び地球温暖化による危機等への社会的関心の高まりとその危機への対応であり、“地域連携保全活動の促進”である。この意義は、地域の特性に応じた活動を推進し、自然の中での活動や様々な関係者との触れ合いが出来ることにある。

計画は、市町村単独または他の市町村と協働で作成し、内容は活動促進の基本方針に基づく区域・目標・活動内容・連携事項・期間等の具体的プログラムである。他に、特例措置に関する手続きについての国や都道府県知事などとの協議、他の計画・農林漁業などとの調和、及び市町村が作成した活動計画の速やかな公表等が盛り込まれている。これは、環境省、農林水産省、国土交通省が共同で担当している。

今後、各自治体の自発性や創造性、行動力が問われると同時に、市民もこれらが必要となり、現在より更なる協働・連携が求められることになる。また、これは単に自然環境保全が促進されるだけでなく、地域の活性化や地域地場産業の発展にも繋がるものであり、環境、経済・産業、教育など地域の全体構造に配慮した推進が重要になると考える。

# 特集・節電

## 平成23年、今夏の家庭における節電

灰塚 政美

東京電力管内の家庭においては、7月から昨夏の同時期のピーク期間・時間帯における使用最大電力から15%削減の要請がありました。節電は、省エネルギー・CO<sub>2</sub>の削減等に係ることであり重要なことです。昨年の猛暑の夏季に、多摩地域においてCO<sub>2</sub>削減・省エネを目的とした環境家計簿のヒアリング及びアンケート調査による普及・啓発を行いました。昨夏にフィールドで行った約2,400世帯のヒアリング体験から、今夏の家庭における節電状況と比較して感じたことを記述します。

昨夏のように猛暑の状況下においては、「エアコン28℃では暮らせない」という意見が思った以上に多くありました。節電のリーフレット等にかかれていた28℃は、エアコンの設定温度でしょうか？室温でしょうか？

エアコンの使用を過度に控えると、高齢者・乳幼児等が熱中症を引き起こすおそれがあります。生命に係ることは節電よりも重要視されます。体調に注意しながら、

室温28℃を目安として、無理のない範囲で節電を行えばよいことです。また、高齢者は「難しくアンケートに協力できない」と多くの方が言います。家庭における節電をさらに普及・啓発するには、主体である主婦・高齢者及び小・中学生がわかるツール、説明、協力・協働及び連携等が必要です。

東京電力は、今夏の最大電力発生日（8月18日（木）14～15時）の家庭における節電効果が約100万KW（6%）であったと公表しました。表の様に、家庭における販売電力量の対前年比は7月：5.8%減少、8月：17.0%減少であり、11.2%の差があります。この差は、今年の8月が昨年の猛暑より気温が低いこと等に起因していると考えられます。従って、来夏の節電については、猛暑の昨夏同等以上の気温等を考慮することが重要です。

今夏の緊急節電による国民の省エネ・節約意識の高まりを最高の機会ととらえ、今後の低炭素社会の形成に向けて具体的に実行されることを期待します。

### 家庭の使用電力量対前年比と気温

2011年（月）		7月	8月
販売電力量対前年比、東京電力		5.8%減	17.0%減
電力使用量昨年同月比、東京都		12%減	21%減
ガス使用量昨年同月比、東京都		10%減	5%減
2010年	最高気温平均、八王子	32.1℃	33.6℃
	32℃以上の日数、八王子	14日	23日
	熱中症患者数、東京	1,679人	2,210人
2011年	最高気温平均、八王子	31.2℃	31.0℃
	32℃以上の日数、八王子	15日	13日
	熱中症患者数、東京	1,470人	1,667人

- ※ ・ 気温は、気象庁のデータを参照
- ・ 熱中症患者数は、独立行政法人国立環境研究所の東京特別区、都下市町村のデータを参照
- ・ 電力・ガス使用量昨年同月比は、東京都地球温暖化防止活動推進センター「緊急節電チャレンジ in とうきょう」WEBサイトのデータを参照

# 今夏の企業における節電活動への取り組み ～「ブリジストン物流」の例

本村 賢一

## ■ 改正省エネ法と節電活動の取り組みの違い

省エネ法は化石燃料枯渇の為の使用量抑制がスタートでしたが、地球温暖化防止の為、平成22年4月1日、省エネ法が改正されました。更に、今年の東日本大震災の津波による原発事故により、夏の電力の供給問題がクローズアップしました。この電力供給問題は省エネ法で求められた**使用電力の総量(kwh)の抑制**でなく、**夏の節電<ピーク値(kw)の抑制>**が求められており、まず、その取組の違いを認識する必要があります。

## ■ 夏の節電対策の実施 <5/25 電気事業法27条電力使用制限令 発令>

ピーク電力の抑制が必要な今夏の節電対策は、対応スピードが要求される為、環境指令書を発行し、右記方針を明確にしました。



緑のカーテンの取り組み

ブリジストン物流(株)近畿中部物流第一センター彦根事業所では、3年前からグリーンカーテンに取り組んでおります。今年度は、100本の苗を植付け(プランター28個)プランター1つ1つにネーミングし、収穫したゴーヤは、ネーミングした地域(学園)の方や、ドライバーさん、製造工程の方々にお渡ししています。

## ● 節電目標：前年度ピーク値対比

地区事業所△15%、工場事業所△25%

## ● 主な節電行動計画の内容：

- ・工場事業所は自家発電機稼働により△25%必達(除く地区事業所)
- ・7～9月 節電行動日報の展開(朝礼、節電パトロール、緊急処置ルール等)
- ・事務所照明 蛍光灯間引き(机上700LUX目標)
- ・空調機 室温28℃の設定
- ・日差しカット ゴーヤ植付け又はスタレで日差しを和らげる(写真参照)
- ・ピーク電力値の把握 14:00と14:30の積算電力計の数値記録(来年の基準作り)
- ・緊急処置 電力使用率 85%は部分消灯、95%は空調機オフ+全面消灯
- ・労務関係 夏時間8～5時勤務、昼休みの1時間シフト、定時退社日の5時消灯徹底、スーパーカールビズ試行、節電ホームページ開設

## ● 全員対象に節電教育：

節電の必要性、活動内容について勉強会を行い、活動の徹底を図りました。

## ■ 苦勞した点：

### 運用スタートまで時間がなかった事！

- 5/25 電気事業法27条通達
- 6/8 ブリジストン本社からの方針連絡
- 6/17 環境指令書発行
- 6/20～ 説明会
- 7/1～ 運用

主に人頼りの対策となりました。節電の為の設備投資(LED照明等)は資金調達の目途がつかず、今夏は見送りにしました。

## ■ 成果

節電実績は集計1か月遅れで7月度△10%、8月度△19%、9月度(集計中)と順調に推移中です。

## ■ 今後の取り組み

- ①原発再稼働困難な為、今冬来夏共に電力不足の見通しなので節電活動を継続します。
- ②環境改善活動は経費削減に繋がっている事を見える化して行きます。

# 解説：節電とは？

門司 和夫

今夏は、「節電」が大きな話題となりました。

## 1. 電力の「ピークカット」と「ピークシフト」の違い

経済産業省が呼びかけた「節電」は、3月に社会的混乱を招いた「計画停電」を回避するためのものです。大規模停電の防止も含まれます。停電をなくすには、電力供給力が需要以上でなければなりません。3.11大震災により何基もの原発が停止したので、供給能力が大きく低下しました。そこで、需要側で電力の使用量を減らす必要が生じました。平日の9時から20時までが電力のピークになりますので、その時間帯の使用量を低くすることを「ピークカット」(kWの制限)といいます。これで、乗り切ることが出来れば問題ないのですが、製造業などは減産になります。そこで、この減産分を夜間や休日操業でカバーすることを「ピークシフト」といいます。この場合は、別の時間帯に電気を消費しますから基本的には使用する電力の総量(kW・H)は変わりませんし、賃金コストの上昇など別の問題が生じます。

## 2. 電力需要家の規模による「法的強制力」の違い

契約電力500 kW以上(大口需要家といいます)の事業者は電気事業法で強制的に15%の「ピークカット」しなければなりません。違反したら罰金もあります。契約電力500 kW未満(小口需要家といいます)と「家庭」は対象外です。そこで「節電に協力してください」という形のお願いになりました。



## 3. 「ピークカット」の結果

- (1) 大口需要家→計画の15%を大幅に上回る29%だったと見られています。
- (2) 小口需要家→19% になったと見られています。
- (3) 家庭→6%程度だったと見られています。  
家庭はピーク時間帯にはエアコン以外には、あまり電気を使っていないからです。

## 4. まとめ

- (1) 全体としては、約20%のピークカットになり、無事「計画停電」無しにこの夏を乗り切ることが出来、予定より早く「節電」のキャンペーンは終わりました。
- (2) 全体の電力消費量(kW・H)は7, 8月合計で10%以上省エネになりました。
- (3) 家庭の消費量(kW・H)では7, 8月合計で約12%の省エネになりました。
- (4) 家庭は、ピークカットにはあまり貢献しませんでした。これを契機に電力消費量の節約が進んだと見られます。引き続き「省エネ」が望まれます。これは地球温暖化防止にとっても大切なことです。



発行者：NPO 武蔵野多摩環境カウンセラー協議会 (MECC) 事務局  
180-0003 武蔵野市吉祥寺南町3-31-16 糸井守  
TEL：0422-45-0352 FAX：0422-45-0353  
ホームページ：http://www.mecc.or.jp/  
編集者：中西由美子